

平成24年度

臨時総会資料

平成24年12月

社団法人京都府介護支援専門員会

目 次

社団法人京都府介護支援専門員会臨時総会次第		1
-----------------------	-------	---

第 1 号議案 社団法人京都府介護支援専門員会

定款変更（案）について.....	2
------------------	---

平成24年度

社団法人京都府介護支援専門員会臨時総会

日時：平成24年12月1日（土） 午後2時より

場所：京都テルサ 東館3階 D会議室

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

第1号議案 社団法人京都府介護支援専門員会定款変更（案）について

4 閉 会

社団法人京都府介護支援専門員会定款変更（案） について

社団法人京都府介護支援専門員会定款変更（案）について下記のとおり承認を求めます。

以上

公益社団法人京都府介護支援専門員会定款（案）

第 1 章 総 則

（名称）

第1条 この法人は、公益社団法人京都府介護支援専門員会と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

第 2 章 目 的及び事 業

（目的）

第3条 この法人は、京都府の区域内において、職域、所属の枠を越え、介護支援専門員として連携し、職業倫理の高揚に務めるとともに、専門的知識・技術の研修、教育及び研究を通じて介護支援専門員の資質の向上と介護支援業務に関する知識・技術の普及を図り、もって京都府民の保健・医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的に資するために、次の事業を行う。

- (1) 介護保険の推進及び充実に係る事業
- (2) 京都府民の保健・医療・福祉の啓発及び増進に係る事業
- (3) 介護支援専門員の資質向上や社会的地位向上に係る事業
- (4) その他、上記に掲げる目的に附帯又は、関連する事業

第 3 章 会 員及び社 員

（会員）

第5条 この法人は、次の会員を置く。

- (1) 正会員 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第5項に規定する介護支援専門員、又は第69条の2第1項に規定する介護支援専門員の登録を受けている者のいずれかであつて、京都府内に住居又は勤務先を有し、この法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 準会員 その他、理事会が特に認めた者
- (3) 名誉会員 この法人に特別の功績があった者で、本人の承諾を得て社員総会において承認された者

（会員資格の取得）

第6条 この法人の正会員及び準会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

（入会金及び会費）

第7条 正会員及び準会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（任意退会）

第8条 正会員及び準会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款及びこの法人が定めた規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を毀損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき、又は会員である団体が消滅したとき
 - (2) 正会員にあっては、介護支援専門員でなくなったとき
 - (3) 1年以上会費を滞納したとき
- 2 前2条のほか、準会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき、又は会員である団体が消滅したとき
 - (2) 1年以上会費を滞納したとき

(社員)

第11条 この法人の社員は、概ね正会員50人の中から1名の割合をもって選出される代議員をもって一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。

2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行なう細則は理事会において定める。

3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

4 第2項の代議員選挙において、正会員は、他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

5 第2項の代議員選挙は、2年に1度、5月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般社団・財団法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（一般社団・財団法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（一般社団・財団法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（一般社団・財団法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。）

6 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

7 第6項の補欠の代議員の選挙に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

8 正会員は、一般社団・財団法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
 - (5) 法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
 - (6) 法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法第229条第2項の権利（精算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
- 9 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する

責任を負い、一般社団・財団法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができない。

第 4 章 社員総会

(種別)

第 12 条 この法人の総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種類とする。

(構成)

第 13 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 14 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第 15 条第 2 項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外は、決議することができない。

(開催)

第 15 条 定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 議決権の 5 分の 1 以上を有する社員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第 16 条 社員総会は、理事会の議決に基づき会長が招集する。

- 2 会長は、議決権の 5 分の 1 以上を有する社員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない
- 3 社員総会を招集するときは、会議日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 2 週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第 17 条 社員総会の議長は、その社員総会に出席する代議員の中から選出する。

(定足数)

第 18 条 社員総会は、当該社員総会の目的である事項についての議決権を有する代議員の過半数の者の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第 19 条 社員総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、代議員の半数以上であって、代議員の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(書面議決等)

第21条 社員総会に出席できない代議員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

3 理事又は代議員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事録については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及びその社員総会において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上30名以内
- (2) 監事 2名

2 理事の内1名を会長、2名を副会長、10名以内を常任理事とする。

3 前項の会長をもって代表理事とし、副会長、常任理事をもって業務執行理事とする。

4 前項の理事は、職務の執行状況を毎年事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上その報告を理事会にしなければならない。

(役員の選任)

第25条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を京都府知事に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長、常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は次に掲げる職務を行なう。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告書等を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は、法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結までとし、再任を妨げない。

3 役員は、第24条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、引き続き、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 役員は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行なわなければならない。

(報酬等)

第30条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行なうために要する費用の支払をすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第41条に定める理事会運営規則によるものとする。

(顧問)

第32条 この法人に、任意機関として、5名以下の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は次の職務を行なう。
 - (1) 会長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
 - (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事項の職務
- 3 顧問は、理事会において任期を定め、うえて選任する。
- 4 顧問の報酬は、無報酬とする。ただし、その職務を行なうために要する費用の支払をすることができる。

第6章 理 事 会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の職務を行なう。

- (1) 事業計画及び収支予算（補正予算を含む）の承認
- (2) 社員総会の招集に関する事項の決定
- (3) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項の決定
- (4) この法人の業務執行の決定
- (5) 理事の職務執行の監督
- (6) 会長及び副会長、常任理事の選任及び解任

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、そ

の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わる事のできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可否する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第8章 財産及び会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の事業計画書及び収支予算書は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 1項各号の書類については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

4 この法人は、第1項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第46条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類に記載するものとする。

(会計原則等)

第47条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

3 特定費用準備金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第9章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、第52条の規定を除き、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前号以外の変更を行なった場合は、遅滞なく行政庁に届けなければならない。

(合併等)

第49条 この法人は、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により、他の「一般社団・財団法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第51条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第52条 この法人が解散等により精算するときに有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 委員会

(委員会)

第53条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(設置等)

第54条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を経て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

（書類及び帳簿の備付け）

第55条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を常に備えておかなければならない。

（1）定款

（2）会員名簿及び会員の異動に関する書類

（3）代議員名簿

（4）理事、監事及び職員の名簿及び履歴書

（5）認定、許可、認可等及び登記に関する書類

（6）定款に定める機関の議事に関する書類

（7）財産目録

（8）事業計画書及び収支予算書

（9）事業報告書及び計算書類等

（10）監査報告書

（11）その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第57条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第56条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規定による。

（個人情報の保護）

第57条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（公告）

第58条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 補 則

（委任）

第59条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。

2 現に在任中の理事全員は、前項の公益法人設立登記の時に、任期が満了するものとする。

3 この法人の最初の役員は次のとおりとする。

理事 木村明祐、近田厚子、草部京子、南出裕美子、大井忍、依岡徹、木村春香、
城下直子、山口万紀、秋風伯尚、川添チエミ、佐藤弘恵、野田啓子、
伊佐いく子、田邊伸良

代表理事 上原春男

業務執行理事 北川靖、清水紘、藤本喜章、山岸孝啓
井上基、小林啓治、藤井さよ子、松本善則、山下宣和

監事 木村晴恵、宮坂佳紀

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 43 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

社団法人京都府介護専門員会定款

二
卷
一
第

(名称)

第1条 この法人は、社団法人京都府介護支援専門員会（以下「本会」）と
 称する。

(附錄)

第2条 本会は、主たる事務所を京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375番
地京都府立総合社会福祉会館7階に置く。

(S)

第3条 本会は、京都府の区域内において、職域、所属の枠を越え、介護支援専門員として連携し、職業倫理の高揚に務めるとともに、専門的知識・技術の研修、教育及び研究を通じて介護支援専門員の資質の向上と介護支援業務並びに介護予防支援業務（以下「介護支援業務等」と言う）に関する知識・技術の普及を図り、もって京都府民の保健・医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。

(養軍)

第44条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 京都府民のケアマネジメントの増進と、介護支援専門員取得等を広報・支援する府民公開講座事業
- (2) 京都府民のケアマネジメント及び介護保険制度に関する相談支援事業
- (3) 介護支援専門員の現任者研修及びこれから実務に就く者の実務者研修、並

公益社団法人京都府介護支援専門員会定款(案)

第一章 總論

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人京都府介護支援専門員会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

(四)

第3条 この法人は、京都府の区域内において、職域、所属の枠を越え、介護支援専門員として連携し、職業倫理の高揚に務めるとともに、専門的知識・技術の研修、教育及び研究を通じて介護支援専門員の資質の向上と介護支援業務に関する知識・技術の普及を図り、もって京都府民の保健・医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。

(業事)

第4条 この法人は、前条の目的に資するために、次の事業を行う。

- (1) 介護保険の推進及び充実に関する事業
- (2) 京都府民の保健・医療・福祉の啓発及び増進に関する事業
- (3) 介護支援専門員の資質向上や社会的地位向上に関する事業
- (4) その他、上記に掲げる目的に附帯又は、関連する事業

びに相互研鑽・資質及び倫理の向上を目的とした研修会等の開催に関する事業 (4) 介護支援事業、資質向上に関する刊行物の編集・発行及び社会的地位の向上、並びに資質向上に関する調査研究事業 (5) 介護支援業務等に関する各種研修会・講義への講師の派遣とその育成に関する事業 (6) 事業所間のトラブル防止等を目的とした、情報交換等のための地域プロジェクト組織結成等の支援事業 (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業	第 2 章 会 員 及 び 社 員 (会員) 第5条 本会は、次の会員を置く。 (1) 正会員 本会の目的、事業及び運営の尽力に賛同する者で介護保険法第69条の2の規定による介護支援専門員であって、京都市内に住居又は勤務先を有し、本会の目的に賛同して入会した者 (2) 準会員 その他、理事会が特に必要と認めた者 (会員の資格取得) 第6条 会員として本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。 2 入会には、総会において定める入会及び退会規程に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。
	第 3 章 会 員 及 び 社 員 (会員) 第5条 この法人は、次の会員を置く。 (1) 正会員 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第5項に規定する介護支援専門員、又は第69条の2第1項に規定する介護支援専門員の登録を受けている者のいずれかであって、京都市内に住居又は勤務先を有し、この法人の目的に賛同して入会した者 (2) 準会員 その他、理事会が特に認めた者 (3) 名誉会員 この法人に特別の功績があった者で、本人の承諾を得て社員総会において承認された者 (会員資格の取得) 第6条 この法人の正会員及び準会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担) 第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める会費規程に基づき入会金及び会費(以下「会費等」という)を支払う義務を負う。 (会員資格の喪失) 第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。 (1) 退会したとき (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき (3) 会員が、介護保険法第69条の2の規定による登録を抹消されたとき (4) 正当な理由がなく、第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき (5) 除名されたとき (6) 総社員の同意があったとき (任意退会) 第9条 会員は、所定の退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。	(入会金及び会費) 第7条 正会員及び準会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならぬ。 (任意退会) 第8条 正会員及び準会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。
(除名) 第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。 (1) 本会の定款に違反したとき (2) 本会の名譽を毀損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき (3) その他除名すべき正当な事由があるとき 2 この場合において、その会員に対し、総会の1週間前までにその旨を通知し、	(除名) 第9条 会員が、次のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議によって、当該会員を除名することができる。 (1) この定款及びこの法人が定めた規則に違反したとき (2) この法人の名譽を毀損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

かつ、総会において弁明の機会を与えらるものとする。 3 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもって当該会員に對抗することができない。 (会員の資格喪失に伴う権利及び義務) 第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、本会对する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。 (社員) 第12条 本会の社員は、概ね正会員50人の中から1名の割合をもって選出される代議員をもって一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。 2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行う細則は理事会において定める。 3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。 4 第2項の代議員選挙において、正会員は、他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。	(会員資格の喪失) 第10条 前2条の場合のほか、正会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。 (1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき、又は会員である団体が消滅したとき (2) 正会員にあつては、介護支援専門員でなくなつたとき (3) 1年以上会費を滞納したとき 2 前2条のほか、準会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。 (1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき、又は会員である団体が消滅したとき (2) 1年以上会費を滞納したとき (社員) 第11条 この法人の社員は、概ね正会員50人の中から1名の割合をもって選出される代議員をもって一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。 2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行う細則は理事会において定める。 3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。 4 第2項の代議員選挙において、正会員は、他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
--	---

5 第2項の代議員選挙は、2年に1度、5月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般社員・財団法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（一般社員・財団法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をする訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員を失わない（一般社員・財団法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（一般社員・財団法人法第146条）並びに定款変更（一般社員・財団法人法第146条）を有しないこととする。） 6 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。 7 第6項の補欠の代議員の選挙に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。 8 正会員は、一般社員・財団法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。	5 第2項の代議員選挙は、2年に1度、5月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般社員・財団法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（一般社員・財団法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員を失わない（一般社員・財団法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（一般社員・財団法人法第146条）並びに定款変更（一般社員・財団法人法第146条）を有しないこととする。） 6 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。 7 第6項の補欠の代議員の選挙に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。 8 正会員は、一般社員・財団法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
(1) 法第14条第2項の権利（定款の閲覧等） (2) 法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等） (3) 法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等） (4) 法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等） (5) 法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等） (6) 法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等） (7) 法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等） (8) 法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等） 9 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本会对し、これによって生	(1) 法第14条第2項の権利（定款の閲覧等） (2) 法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等） (3) 法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等） (4) 法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等） (5) 法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等） (6) 法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等） (7) 法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等） (8) 法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等） 9 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生

損害を賠償する責任を負い、一般社団・財団法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての会員の同意が無ければ、免除することができない。 <現行定款；下記、第 5 章 総会>	第 4 章 社員総会 第 1 2 条 この法人の総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種類とする。 (種別) (構成) 第 1 3 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。 2 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。 (権限) 第 1 4 条 社員総会は、次の事項について決議する。 (1) 会員の除名 (2) 理事及び監事の選任又は解任 (3) 理事及び監事の報酬等の額 (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認 (5) 定款の変更 (6) 解散及び残余財産の処分 (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第 1 5 条第 2 項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外は、決議することができない。 (開催) 第 1 5 条 定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。
--	---

	2 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。 (2) 議決権の5分の1以上を有する社員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。 (招集) 第16条 社員総会は、理事会の議決に基づき会長が招集する。 2 会長は、議決権の5分の1以上を有する社員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しななければならない 3 社員総会を招集するときは、会議日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。 (議長) 第17条 社員総会の議長は、その社員総会に出席する代議員の中から選出する。 (定足数) 第18条 社員総会は、当該社員総会の目的である事項についての議決権を有する代議員の過半数の者の出席がなければ開催することができない。 (議決権) 第19条 社員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。 (決議) 第20条 社員総会の決議は、代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、
--	--

	出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、代議員の半数以上であって、代議員の3分の2以上にわたる多数をもって行う。 (1) 会員の除名 (2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 解散 (5) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 項 (書面議決等) 第21条 社員総会に出席できない代議員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は議決権の行使を委任することができる。 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。 3 理事又は代議員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。 (報告の省略) 第22条 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。 (議事録)
--	--

第23条 社員総会の議事録については、法令で定めるところにより議事録を作成する。	第23条 社員総会の議事録については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
2 前項の議事録には、議長及びその社員総会において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。	2 前項の議事録には、議長及びその社員総会において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。
第24条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 10名以上30名以内 (2) 監事 2名 2 理事の内1名を会長、2名を副会長、10名以内を常任理事とする。 3 前項の会長をもって代表理事とし、副会長、常任理事をもって業務執行理事とする。 4 前項の理事は、職務の執行状況を毎年事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上その報告を理事会にしなければならない。	第24条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 4名以内 (3) 理事 (会長及び副会長を含む) 25名以上 30名以内 (4) 監事 2名以内
(役員の設置) 第25条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。 2 会長、副会長、常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。 3 理事に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を京都府知事に届け出なければならない。 (理事の職務及び権限) 第26条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、職務を執行する。 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業	(役員の選任) 第25条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。 2 会長は、理事の互選により定める。 3 副会長は、理事の中から会長が指名する。 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。 (職務) 第26条 会長は、本会を代表し、本会の業務を統括する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。 4 監事は、法令に規定する職務を行う。	務を執行し、副会長、常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。 (監事の職務及び権限) 第27条 監事は次に掲げる職務を行なう。 (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。 (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告書等を監査すること。 (3) 社員総会及び理事会に出席し、意見を述べること。 (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は、法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。 (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。 (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。 (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によつてこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。 (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
--	--

(任期) 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。 (解任) 第17条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、任期の途中であっても、総会において、代議員の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合において、その役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき	(役員の任期) 第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結までとし、再任を妨げない。 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結までとし、再任を妨げない。 3 役員は、第24条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、引き続き、理事又は監事としての権利義務を有する。 (役員の解任) 第29条 役員は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行なわなければならない。
(役員報酬等) 第18条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。 2 役員には費用を弁償することができる。 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。	(報酬等) 第30条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。 2 役員には、その職務を行なうために要する費用の支払をすることができる。 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。 (取引の制限) 第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。 (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(顧問) 第19条 本会に顧問を置くことができる。 2 顧問は、総会の議決に基づいて会長が委嘱する。 3 顧問は、本会の業務について会長の諮問に答え又は意見を具申する。 4 顧問は、5名以内とし、任期については第16条第1項の規定を準用する。この場合において同項中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。 (顧問に対する報酬等) 第20条 顧問は、無給とする。 2 顧問には費用を弁償することができる。 3 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。 (種別) 第21条 本会の総会は、通常総会と臨時総会とする。 (構成)	(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引 (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。 3 前2項の取扱いについては、第41条に定める理事会運営規則によるものとする。 (顧問) 第32条 この法人に、任意機関として、5名以下の顧問を置くことができる。 2 顧問は次の職務を行なう。 (1) 会長の相談に応じること (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事項の職務 3 顧問は、理事会において任期を定めたうえで選任する。 4 顧問の報酬は、無報酬とする。ただし、その職務を行なうために要する費用の支払をすることができる。
第4章 顧問	
第5章 総会	

第22条 総会は、代議員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第24条 通常総会は、毎年2回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 総代議員数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって招集の請求があったとき

(3) 監事が法令に基づいて招集するとき

(招集)

第25条 総会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から42日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、代議員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席代議員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、総代議員数の過半数以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会の議決は、この定款で別に定めるもののほか、出席代議員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。この場合において、議長は、代議員として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の代議員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
 - (2) 代議員の現在数
 - (3) 出席した代議員の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること）
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果（発言者の発言旨を含む）
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した代議員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名、押印しなければならない。

第 6 章 理 事 会	第 6 章 理 事 会
(構成) 第 3 1 条 理事会は、理事をもって構成する。 (権限) 第 3 2 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。 (1) 総会に付議すべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項	(構成) 第 3 3 条 この法人に理事会を置く。 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。 (権限) 第 3 4 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の職務を行なう。 (1) 事業計画及び収支予算（補正予算を含む）の承認 (2) 社員総会の招集に関する事項の決定 (3) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項の決定 (4) この法人の業務執行の決定 (5) 理事の職務執行の監督 (6) 会長及び副会長、常任理事の選任及び解任
(開催) 第 3 3 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 (1) 会長が必要と認めたとき (2) 理事現在数の 3 分の 1 以上の理事から会議の目的を記載した書面をもって開催の請求があったとき	(種類及び開催) 第 3 5 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。 2 通常理事会は毎事業年度 2 回開催する。 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 (1) 会長が必要と認めたとき。 (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき
(招集) 第 3 4 条 理事会は、会長が招集する。 2 会長は前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 1 4 日以内に	(招集) 第 3 6 条 理事会は、会長が招集する。 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

理事会を招集しなければならない。 3 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、日数を短縮することができる。 (議長) 第35条 理事会の議長は、出席した理事の互選により定めるものとする。 (定足数) 第36条 理事会は、理事現在数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。 (議決等) 第37条 第28条から第30条までの規定は理事会について準用する。この場合において、第28条から第30条までの規定中「総会」及び「代議員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。	3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日7日前までに通知しなければならない。 (議長) 第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。 (定足数) 第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。 (決議) 第39条 理事会の決議は決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 (決議の省略) 第40条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わる事のできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可否する旨の理事会の決議があつたものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。 (報告の省略) 第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
---	---

第 7 章 部 会 及 び 委 員 会 (部会及び委員会の設置) 第 3 8 条 本会は、本会の目的を達成するために部会及び委員会を置くことができる。 2 部会及び委員会の設置並びに運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。 第 8 章 支 部 組 織 (ブ ロ ッ ク) (支部組織の設置) 第 3 9 条 本会は、本会の目的を達成し地域における活動に資するため、支部（ブロック）を置くことができる。 2 支部（ブロック）の設置及び運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。 第 9 章 資 産、会 計 及 び 事 業 計 画 (資産) 第 4 0 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1) 設立当初の財産目録に記載された財産 (2) 入会金および会費 (3) 寄附金品	(議事録) 第 4 2 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。 第 8 章 財 産 及 び 会 計 (事業年度) 第 4 3 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。 (事業計画及び予算)
--	---

(4) 資産から生ずる収入 (5) 事業に伴う収入 (6) その他の収入 (資産の管理) 第41条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。 (経費の支弁) 第42条 本会の経費は、資産をもって支弁する。 (事業計画及び予算) 第43条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。 (暫定予算) 第44条 前条の規定に関わらず、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。 (事業報告及び決算) 第45条 会長は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に、本会の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。 (長期借入金) 第46条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総代議員の3分の2以上の同意を	第44条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。 2 前項の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。 3 第1項の事業計画書及び収支予算書は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 (事業報告及び決算) 第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書（正味財産増減計算書） (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書 (6) 財産目録 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。 3 1項各号の書類については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。 4 この法人は、第1項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。 (公益目的取得財産残額の算定) 第46条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則
---	--

得、かつ、京都府知事に届け出なければならない。

(会計年度)

第47条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類に記載するものとする。

(会計原則等)

第47条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

3 特定費用準備金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

<旧定款；下記、第11章 定款の変更及び解散>

第9章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、第52条の規定を除き、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前号以外の変更を行なった場合は、遅滞なく行政庁に届けなければならない。

(合併等)

第49条 この法人は、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により、他の「一般社団・財団法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

	2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。 (解散) 第50条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。 (公益目的取得財産残額の贈与) 第51条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。 (残余財産の処分) 第52条 この法人が解散等により精算するときに有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。 第10章 委員会 (委員会) 第53条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
--	--

第 10 章 事 務 局	第 11 章 事 務 局
(設置) 第 48 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。 (書類及び帳簿の備付け) 第 49 条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を常に備えておかねばならぬ。 (1) 定款 (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類 (3) 代議員名簿 (4) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書 (5) 許可、認可等及び登記に関する書類 (6) 定款に定める機関の議事に関する書類 (7) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類 (8) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類 (9) その他、必要な帳簿及び書類	3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。 (設置等) 第 54 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を経て任免する。 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。 (書類及び帳簿の備付け) 第 55 条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を常に備えておかねばならぬ。 (1) 定款 (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類 (3) 代議員名簿 (4) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書 (5) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類 (6) 定款に定める機関の議事に関する書類 (7) 財産目録 (8) 事業計画書及び収支予算書 (9) 事業報告書及び計算書類等 (10) 監査報告書 (11) その他法令で定める帳簿及び書類 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第 57

第 1 1 章 定 款 の 変 更 及 び 解 散 (定款の変更) 第 5 0 条 この定款は、総会において総代議員の 3 分の 2 以上の同意を得、かつ京都府知事の認可を得なければ、変更することができない。 (解散) 第 5 1 条 本会は、法令で定められた事由により解散する。	条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。 第 1 2 章 情報公開及び個人情報の保護 (情報公開) 第 5 6 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規定による。 (個人情報の保護) 第 5 7 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。 (公告) 第 5 8 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。
---	---

2 総会の議決により解散する場合は、総代議員の3分の2以上の同意を得、京都府知事の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第52条 解散後の残余財産は、総会の議決を得、かつ京都府知事の許可を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第12章 雑 則

(委任)

第53条 この定款に定めるものの外、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(附則)

- 1 この定款は、本会の設立許可があった日から施行する。
- 2 会の設立当初の役員は、第13条第1項から第3項の規定にもかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は第15条第1項の規定にかかわらず平成21年3月31日までとする。
- 3 本会の設立年度の事業計画及び予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとする。
- 4 本会の設立初年度の会計年度は、第46条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成20年3月31日までとする。

(附則)

この定款の変更は、京都府知事の認可のあった日から施行する。(平成24年1月30日)

第13章 補 則

(委任)

第59条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。
- 2 現に在任中の理事全員は、前項の公益法人設立登記の時に、任期が満了するものとする。
- 3 この法人の最初の役員は次のとおりとする。

理 事

木村明祐、近田厚子、草部京子、南出裕美子、大井忍、依岡徹、
木村春香、城下直子、山口万紀、秋風伯尚、川添チエミ、
佐藤弘恵、野田啓子、伊佐いく子、田邊伸良

代表理事

上原春男

業務執行理事 北川靖、清水紘、藤本喜章、山岸孝啓

	井上基、小林啓治、藤井さよ子、松本善則、山下宣和 監事 木村晴恵、宮坂佳紀 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
--	---